

**プラットフォームサービスに関する研究会
最終報告書の概要(フェイクニュースや偽情報への対応関係)**

2 0 2 0 年 2 月
総 務 省

趣旨・目的

- 近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討し、今後の検討の方向性や具体的な方策の在り方を示す。

I. 利用者情報の適切な取扱いの確保

- 我が国利用者に通信サービスを提供する国外事業者に対し、「通信の秘密」の保護をはじめとする電気通信事業法の規律を及ぼすよう所要の措置を講ずる。
 - 通信の秘密の確保に支障等がある場合、**業務改善命令を発動**
 - 確実な法執行のため、登録・届出の**参入規律**とともに、国内代表者又は代理人の**指定**を求める
 - 通信の秘密の漏えいや重大な事故等が発生した場合の**報告等**
 - **法令違反行為の公表**
 - **業務改善命令の発動に係る指針の策定**
 - **行政当局と事業者との継続的な対話**を通じた**透明性・予見可能性の向上**

II. フェイクニュースや偽情報への対応

- 表現の自由の重要性等に鑑み、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を推進。
 - フェイクニュースや偽情報の**実態調査を実施**
 - 関係者で構成する**フォーラムを設置し、フェイクニュースや偽情報の実態や関係者の取組の進捗状況を共有しつつ継続検討**
 - プラットフォーム事業者による**透明性・アカウントビリティの確保方策の実施**に期待。フォーラム等を通じて**対応状況をモニタリング**しつつ、効果がない場合、**行動規範策定の働きかけ等**を検討
 - **ファクトチェック活性化のための環境整備推進**
 - **ICTリテラシー向上の推進**
 - **機械学習を含むAI技術の研究開発を推進**

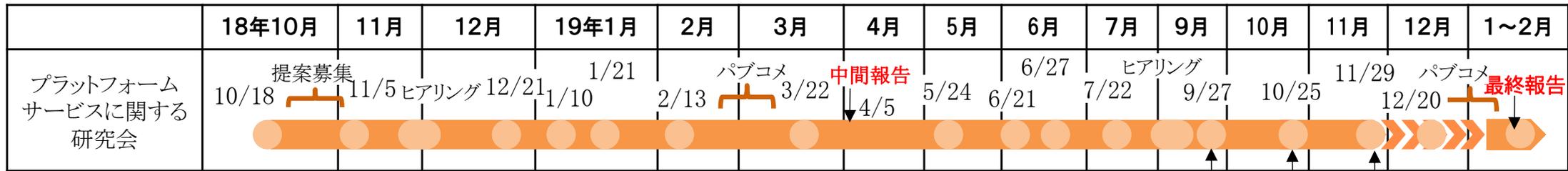
III. トラストサービスの在り方

- データの送信元のなりすましや改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスについて、以下を取りまとめ。
 - **タイムスタンプ**(データがある時刻に存在し、その時刻以降に改ざんされていないことを証明する仕組み)について、タイムスタンプを発行する事業者に対する、**国としての認定制度を創設**
 - **eシール**(角印に相当する組織を認証する仕組み)について、eシールの認証事業者に対する、**国の基準に基づく民間の認定制度を創設**
 - **リモート署名**(クラウド環境で行う電子署名)に関して、**電子署名法上の位置づけについて検討**

構 成 員

(座長) 宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
(座長代理) 新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
生貝 直人	東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
木村 たま代	主婦連合会 事務局長
崎村 夏彦	野村総合研究所 IT基盤技術戦略室 上席研究員
手塚 悟	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
寺田 眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所 弁護士
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環 教授
(オブザーバ) 個人情報保護委員会	

スケジュール



主要課題の検討 論点整理

1. フェイクニュースや偽情報への対策の必要性・目的

- 近年、欧米諸国を中心に、フェイクニュースや偽情報（以下「偽情報」という。）が問題に。我が国においても近い将来、他国と同様の問題が生じ得ることを念頭に、考え方を整理するとともに、対策を検討。

我が国では、米国や欧州と比較すると、現時点では偽情報に関して大きな問題は生じていない。過去の代表的な事例としては、①災害時、②選挙時、③キュレーションサイト等の問題が挙げられる。

- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などのプラットフォームに固有の特性が、インターネット上の偽情報の顕在化の一因。
- 結果として、プラットフォーム上では、不確かな情報や悪意・誘導的な情報の流通により、ユーザが安心・信頼してサービスを利用することができなくなる、また、ユーザの知る権利が阻害されるなど、ユーザにとっての不利益が生じるおそれ。
- SNSをはじめとするプラットフォームサービスは、経済社会・国民生活の社会基盤となりつつあることから、インターネット上の偽情報の適切な対応が必要。

1. フェイクニュースや偽情報への対応の必要性・目的(つづき)

- 表現の自由への萎縮効果への懸念、偽情報の該当性判断の困難性、諸外国における法的規制の運用における懸念等を踏まえ、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めることが適当。
- 政府は、これらの民間による自主的な取組を尊重し、その取組状況を注視していくことが適当。特に、プラットフォーム事業者による情報の削除等の対応など、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべき。
- 他方、仮に自主的なスキームが達成されない場合あるいは効果がない場合には、例えば、偽情報への対応方針の公表、取組状況や対応結果の利用者への説明など、プラットフォーム事業者の自主的な取組に関する透明性やアカウントビリティの確保をはじめとした、個別のコンテンツの内容判断に関わるもの以外の観点に係る対応については、政府として一定の関与を行うことも考えられる。

2. フェイクニュースや偽情報への対応の在り方

1. 自主的スキームの尊重

- まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めることが適当。

2. 我が国における実態の把握

3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築

- 国内外の主要プラットフォーム事業者・政府・関係者等で構成するフォーラムを設置し、取組の進捗を共有しつつ継続的な検討を実施。

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保

- プラットフォーム事業者の具体的な対応や、透明性・アカウントビリティ確保方策の実施に期待。
政府は、フォーラムの開催等を通じ、プラットフォーム事業者の対応状況を適切に把握。

【透明性・アカウントビリティ確保方策の例】

- ①対応ポリシーの明確化・公表、②対応結果の公開(透明性レポート)、③取組の効果分析の公開、④調査分析に必要なデータの提供、⑤アルゴリズムの透明性、⑥削除等の対応に関する苦情処理プロセスの整備など。我が国の利用者にわかりやすく、我が国の個別事情に応じた対応を期待。

2. フェイクニュースや偽情報への対応の在り方(つづき)

5. 利用者情報を活用した情報配信への対応

- 一般的な行動ターゲティングにおける利用者情報の取扱いの問題と、政治広告など大きな問題を引き起こす可能性がある問題との違いを認識した上で、プラットフォーム事業者の具体的な対応や、透明性・アカウントビリティ確保方策の実施に期待。

6. ファクトチェックの推進

- 我が国において、持続可能なファクトチェックの事業モデルが存在せず、社会的認知度や理解度が不足しているという課題を踏まえ、ファクトチェック活性化のための環境整備を推進。

7. ICTリテラシー向上の推進

- 情報メディア環境や偽情報の拡散の仕組みを学ぶICTリテラシー向上施策を推進。

8. 研究開発の推進

- 大量の情報の監視・削除やファクトチェックに資する疑義情報の選別に当たって、機械学習を含むAI技術の活用が有用かつ必要。機械学習を含むAI技術の研究開発を推進。

2. フェイクニュースや偽情報への対応の在り方(つづき)

9. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討

- ネットメディアの信頼性確保方策について、新興のネットメディアやプラットフォーム事業者と
いった関係者間で連携しつつ、今後継続検討。

10. 国際的な対話の深化

- インターネット上のルールメイキングに関して国際社会においてコンセンサスを得られるよう議
論を進めていくことが適当。

オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応

主要論点

▷ フェイクニュースや偽情報は、特に欧米諸国において問題化しており、これへの対応が論点

中間報告書(2019年4月)における基本的方向性

- ユーザリテラシーの向上及びその支援方策
- ファクトチェックの仕組やプラットフォーム事業者との連携等の自浄メカニズム

について検討を深めることが適当

【参考：中間報告書における基本的方向性部分の抜粋】

「フェイクニュースや偽情報への対応については、民間部門における自主的な取組を基本として、正しい情報が伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をすることが適当である。

その際、憲法における表現の自由に配慮し、EUにおけるデジタルジャーナリズムの強化を含む様々な対策をはじめとする諸外国の動きを念頭に置くとともに、今後とも通信と放送の融合・連携の更なる進展が予想されるところ、上記の放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォームサービスを通じて流布されるフェイクニュース等に対して求められるプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して、本研究会において更に検討を深めることが適当である。」

- 偽情報が顕在化している米国やEUにおいては、積極的な対応の動き。
- プラットフォーム事業者による取組をはじめ、民間の自主的な取組を尊重した対応。
- 欧州・東南アジアの一部(フランス、ドイツ等)では、法律を制定。ただし、表現の自由への懸念や、短期間での削除の困難性などが指摘されている。マレーシアでは法案が廃止に。

	特徴
米国	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年の大統領選挙時における偽情報の問題を契機として、<u>連邦議会においてプラットフォーム事業者の取組に対する公聴会が行われる</u>など、偽情報対策の調査と議論が行われてきた。 ● これらの公聴会等の動きも踏まえて、<u>プラットフォーム事業者による取組・対応が進められている</u>。
EU	<ul style="list-style-type: none"> ● プラットフォーム事業者(Google, Facebook, Twitter等)に対して、行動規範(code of practice)への署名を求め、<u>行動規範に基づく自主的取組を推進</u>。 ● 各事業者による取組の効果が不十分な場合には規制的措施を講じる可能性を示唆するとともに、各事業者の取組状況を定期的に評価しつつ、<u>プラットフォーム事業者による積極的な対応を推進</u>。
(参考)	
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年に「情報操作との闘いに関する法律」を制定。 →選挙期間3ヶ月前から、選挙に関する偽情報について申告があった場合に裁判官が48時間以内に送信防止の判断を行う。表現の自由・報道の自由の侵害や短期間での判断の困難性の懸念。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年に「ネットワーク執行法」を制定。 →24時間又は7日間以内にプラットフォーム事業者は情報の違法性を判断し削除する義務。 対象コンテンツが広く、高額の過料・判断の困難性から過剰削除の懸念。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年に前政権下で「フェイクニュース対策法」が制定されたものの、政権交代後廃案に。恣意的運用への懸念。

<米国の例>

- 2016年12月に実施された米国大統領選挙の際、民主党クリントン候補の評価を貶める目的で、共和党トランプ候補を支持する陣営や外国から偽情報が発信・拡散され、大統領選挙の結果に影響があったといわれている。
 - 例えば、「ローマ教皇がドナルド・トランプ支持を表明する声明がバチカン(ローマ教皇庁)から発表された」旨の情報が、Facebook上で約100万シェアに到達。
(→ 後日、ローマ教皇が同記事情報を否定。)

<英国の例>

- 2016年6月に実施されたEUからの離脱を問う国民投票に対して、偽情報が影響を与えたといわれている。

<フランスの例>

- 2017年5月に実施されたフランス大統領選挙において、マクロン候補が租税回避地にペーパーカンパニーや銀行口座を保有している旨の偽情報拡散が問題となった。

<ドイツの例>

- 2016年に連続発生した移民によるテロ事件に関して、事件と無関係のイスラム系難民とメルケル首相との写真が利用され、メルケル首相がテロリストと関係があったかのような偽情報拡散が問題となった。

<日本の例>

- ①災害時、②選挙時、③キュレーションサイト等において偽情報が問題となった。
 - 例えば、2016年4月の熊本地震の際、「熊本市内の動物園からライオンが放たれた」というデマがSNSで拡散。(→ 発信者は偽計業務妨害で逮捕)